

障害者自立支援法の障害程度区分について

障害程度区分について

- 「障害程度区分」とは、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため障害者の心身の状態を総合的に示す区分
- 具体的には、①対象者の範囲、②報酬水準、③市町村に対する国庫負担基準として利用

(参考)

- ①対象者の範囲 → 生活介護(通所)の対象者は区分3以上
→ ケアホーム対象者は区分2以上
 - ②報酬水準 → 短期入所 区分1:490単位 ~ 区分6:890単位
 - ③市町村に対する国庫負担基準
→ ホームヘルプサービス 区分1:2,290単位 ~ 区分6:18,680単位
- 18年4月より順次認定を開始。18年10月から適用。なお、旧体系施設については従来の区分A, B, Cを適用
 - 介護給付についてのみ設定(訓練等給付については区分設定せず)

障害程度区分設定に関する経緯

平成16年度に障害者の介護ニーズを判定する指標に関する調査研究として、介護保険の要介護認定基準の有効性の評価を行ったところ、要介護認定基準は障害者自立支援法の「介護給付」に相当するサービスの必要度を測定する上では、障害者においても有効と考えられた。ただし、障害者に対する支援は、介護サービス以外にも、機能訓練や生活訓練、就労支援等も重要であり、これらの支援の必要度の判定には「介護給付」に相当するサービスの判定に用いられるロジックとは別のロジックが必要と考えられた。

これを受け、平成17年6月から全国60の市町村において、障害程度区分判定等試行事業を実施した。調査項目については、要介護認定調査項目(79項目)に加え、知的障害や精神障害の特性をよりきめ細かく把握できるよう、1)多動やこだわりなど行動面に関する項目、2)話がまとまらない、働きかけに応じず動かないでいるなど精神面に関する項目、3)調理や買い物ができるかなど日常生活面に関する項目など27項目を追加した 106項目で実施した。

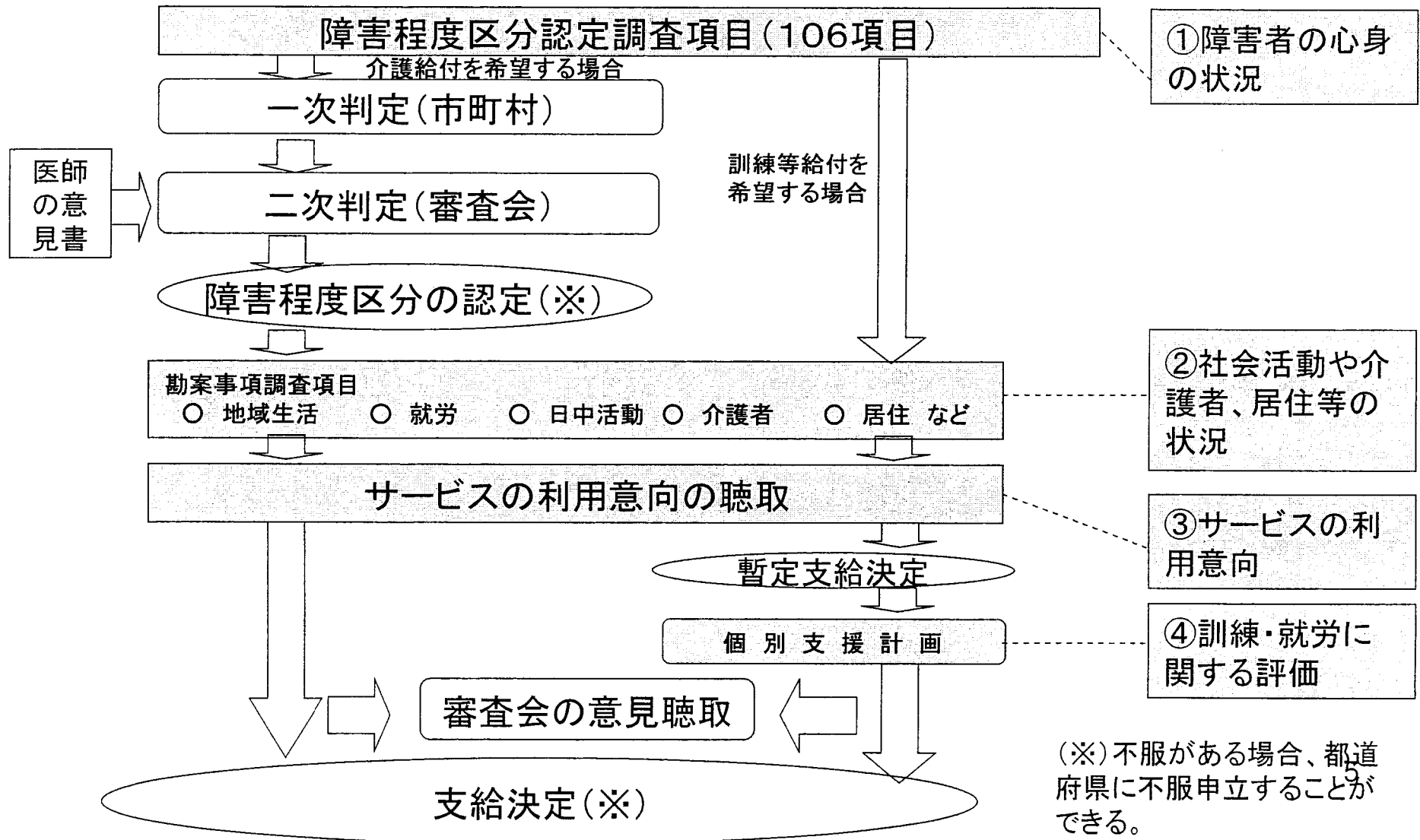
試行事業では3障害横断的に約1800人の障害者の方が対象となり、その後、この試行事業で得られたデータの結果を分析し、さらに、有識者など幅広くご意見をうかがった上で介護給付に関する障害程度区分が策定された(なお、サービス内容の異なる訓練等給付については、区分設定することは見送られた。)

介護給付と訓練等給付

介護給付	訓練等給付
ホームヘルプサービス	自立訓練
ショートステイ	就労移行支援
療養介護	就労継続支援(雇用型・非雇用型)
生活介護	グループホーム
施設入所支援	
ケアホーム	

支給決定について

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障害者の心身の状況(障害程度区分)、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行う。



介護給付における障害程度区分の判定ロジック

プロセス I で非該当の場合



プロセス I

79項目(A項目群)

非該当

プロセス II

I A D L
(B 1 項
目 群)

行動障害
(B 2 項
目 群)



区分2

区分1

非該当

プロセス III

市町村審査会に
おける総合判定

C項目群

+

医師意見書

+

特記事項

+

A、B1、B2項目群
(この項目のみでの
変更は不可)



区分6

区分5

区分4

区分3

区分2

区分1

非該当

介護給付における障害程度区分の判定ロジック

プロセス I で区分1以上の場合



プロセス I

79項目(A項目群)

区分6
区分5
区分4
区分3
区分2
区分1

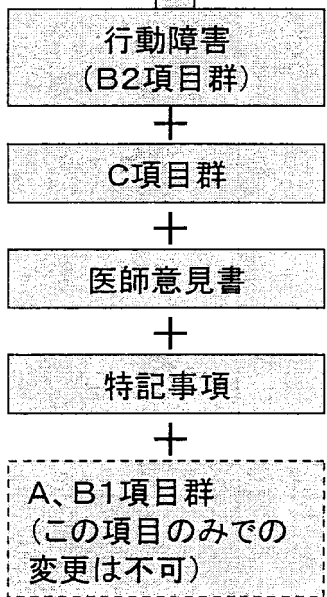
プロセス II

I A D L
(B1項目群)

区分6
区分5
区分4
区分3
区分2
区分1

プロセス III

市町村審査会における総合判定



区分6
区分5
区分4
区分3
区分2
区分1
非該当

プロセスと項目群

【プロセス】

プロセスⅠ・・・79項目(要介護認定調査項目)に関する判定(一次判定):障害程度区分基準時間を算出

プロセスⅡ・・・IADLスコア及び行動障害スコア※による区分変更に関する判定(一次判定) ※行動障害スコアは、プロセスⅠで非該当の場合のみ考慮

プロセスⅢ・・・障害程度区分基準時間、認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して行われる二次判定

【項目群】

A項目群・・・障害程度区分基準時間の区分に関連する項目	79項目
B1項目群・・・調理や買い物ができるかどうかなどのIADLに関する項目	7項目
B2項目群・・・多動やこだわりなど行動障害に関する項目	9項目
C項目群・・・	
①話がまとまらない、働きかけに応じず動かないなど精神面に関する項目	8項目
②言語以外の手段を用いた説明理解などコミュニケーションに関する項目	2項目
③文字の視覚的認識使用に関する項目	1項目
	合計11項目

二次判定の検討のポイント

- ① 一次判定結果を原案として、特記事項、医師意見書、項目群の内容から、通常の例に比べてより長い(短い)時間の介護を要するかを判断する。

※ 下記については、一次判定時に考慮されていることから、これらの項目のみで変更することは認められず、他の事項の内容との関連を総合的に勘案することとなる。

- ・プロセス I で非該当となった場合

 - A項目群、B1項目群及びB2項目群の項目のみによる変更は不可

- ・プロセス I で区分1以上となった場合

 - A項目群及びB1項目群の項目のみによる変更は不可

- ② その際、区分変更の例(試行事業の二次判定において区分変更された例)等を参考指標として利用する。

(事例)

○60歳 男性 統合失調症
○2軸評価 精神症状3点、能力障害3点

判定結果:	プロセスⅠ 非該当	プロセスⅡ 非該当	2次判定 区分1
障害程度区分基準時間:	23.8分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	4.2分	7.3分	0.4分	3.2分	6.5分

判定調査項目

A項目群	調査結果	
麻痺拘縮		
1-1	麻痺(左-上肢)	
	麻痺(右-上肢)	
	麻痺(左-下肢)	
	麻痺(右-下肢)	
	麻痺(その他)	
1-2	拘縮(肩関節)	
	拘縮(肘関節)	
	拘縮(股関節)	
	拘縮(膝関節)	
	拘縮(足関節)	
	拘縮(その他)	
移動		
2-1	寝返り	
2-2	起き上がり	
2-3	座位保持	
2-4	両足での立位	
2-5	歩行	
2-6	移乗	
2-7	移動	
複雑動作		
3-1	立ち上がり	
3-2	片足での立位	
3-3	洗身	
特別介護		
4-1ア	じょくそう	
4-1イ	皮膚疾患	
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	
4-4	飲水	
4-5	排尿	
4-6	排便	
身の回り		
5-1ア	口腔清潔	一部介助
5-1イ	洗顔	一部介助
5-1ウ	整髪	一部介助
5-1エ	つめ切り	
5-2ア	上衣の着脱	
5-2イ	ズボン等の着脱	
5-3	薬の内服	
5-4	金銭の管理	
5-5	電話の利用	
5-6	日常の意思決定	
意思疎通		
6-1	視力	
6-2	聴力	
6-3-ア	意思の伝達	
6-4-ア	指示への反応	
6-5ア	毎日の日課を理解	
6-5イ	生年月日をいう	
6-5ウ	短期記憶	
6-5エ	自分の名前をいう	
6-5オ	今の季節を理解	
6-5カ	場所の理解	

行動	調査結果
7 ア	被害的
7 イ	作話
7 ウ	幻視幻聴
7 エ	感情が不安定
7 オ	昼夜逆転
7 カ	暴言暴行
7 キ	同じ話をする
7 ク	大声を出す
7 ケ	介護に抵抗
7 コ	常時の徘徊
7 サ	落ち着きなし
7 シ	外出して戻れない
7 ス	1人で出たがる
7 セ	収集癖
7 ソ	火の不始末
7 タ	物や衣類を壊す
7 チ	不潔行為
7 ツ	異食行動
7 テ	ひどい物忘れ
特別な医療	
8-1	点滴の管理
8-2	中心静脈栄養
8-3	透析
8-4	ストーマの処置
8-5	酸素療法
8-6	レスピレーター
8-7	気管切開の処置
8-8	疼痛の看護
8-9	経管栄養
8-10	モニター測定
8-11	じょくそうの処置
8-12	カテーテル

B1項目群	調査結果	
9-1	調理	見守り、一部介助
9-2	食事の配下膳	
9-3	掃除	
9-4	洗濯	
9-5	入浴の準備片付け	
9-6	買い物	見守り、一部介助
9-7	交通手段の利用	

B2項目群	調査結果
7 ト	こだわり
7 ナ	多動・行動停止
7 ニ	不安定な行動
7 ヌ	自ら叩く等の行為
7 ネ	他を叩く等の行為
7 ノ	興味等による行動
7 ハ	通常と違う声
7 ヒ	突発的行動
7 ホ	反復的行動

C項目群	調査結果	
6-3-イ	独自の意思伝達	
6-4-イ	説明の理解	
7 フ	過食、反すう等	
7 ヘ	憂鬱で悲観的	ときどきある
7 マ	対人面の不安緊張	
7 ミ	意欲が乏しい	
7 ム	話がまとまらない	
7 メ	集中力が続かない	
7 モ	自己の過大評価	
7 ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	100.0	86.5	100.0	100.0

(事例)

○20歳 女性 最重度知的障害
 ○身長145cm、体重78kgと肥満である。
 ○昨年までてんかん発作があったが、現在は服薬で治まっている。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分3	区分3	区分4
障害程度区分基準時間:	60.9分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
4.3分	10.5分	13.8分	17.1分	4.0分	5.7分	2.2分	3.3分

判定調査項目

A項目群		調査結果
麻痺拘縮		
1-1	麻痺(左一上肢)	
	麻痺(右一上肢)	
	麻痺(左一下肢)	
	麻痺(右一下肢)	
	麻痺(その他)	
1-2	拘縮(肩関節)	
	拘縮(肘関節)	
	拘縮(股関節)	
	拘縮(膝関節)	
	拘縮(足関節)	
移動		
2-1	寝返り	
2-2	起き上がり	
2-3	座位保持	
2-4	両足での立位	
2-5	歩行	
2-6	移乗	
2-7	移動	
複雑動作		
3-1	立ち上がり	
3-2	片足での立位	
3-3	洗身	全介助
特別介護		
4-1ア.	じょくそう	
4-1イ.	皮膚疾患	ある
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	見守り等
4-4	飲水	見守り等
4-5	排尿	見守り等
4-6	排便	一部介助
身の回り		
5-1ア.	口腔清潔	全介助
5-1イ.	洗顔	全介助
5-1ウ.	整髪	全介助
5-1エ.	つめ切り	全介助
5-2ア.	上衣の着脱	一部介助
5-2イ.	ズボン等の着脱	一部介助
5-3	薬の内服	一部介助
5-4	金銭の管理	全介助
5-5	電話の利用	全介助
5-6	日常の意思決定	できない
意思疎通		
6-1	視力	
6-2	聴力	
6-3ア	意思の伝達	ほとんど不可
6-4ア	指示への反応	ときどき通じる
6-5ア.	毎日の日課を理解	できない
6-5イ.	生年月日をいう	できない
6-5ウ.	短期記憶	できない
6-5エ.	自分の名前をいう	できない
6-5オ.	今の季節を理解	できない
6-5カ.	場所の理解	できない

行動		調査結果
7ア	被害的	
7イ	作話	
7ウ	幻視幻聴	
7エ	感情が不安定	
7オ	昼夜逆転	
7カ	暴言暴行	ある
7キ	同じ話をする	ある
7ク	大声を出す	ときどきある
7ケ	介護に抵抗	ある
7コ	常時の徘徊	ある
7サ	落ち着きなし	
7シ	外出して戻れない	ある
7ス	1人で出たがる	
7セ	収集癖	
7ソ	火の不始末	
7タ	物や衣類を壊す	
7チ	不潔行為	
7ツ	異食行動	ときどきある
7テ	ひどい物忘れ	
特別な医療		
8-1	点滴の管理	
8-2	中心静脈栄養	
8-3	透析	
8-4	ストーマの処置	
8-5	酸素療法	
8-6	レスピレーター	
8-7	気管切開の処置	
8-8	疼痛の看護	
8-9	経管栄養	
8-10	モニター測定	
8-11	じょくそうの処置	
8-12	カテーテル	

B1項目群		調査結果
9-1	調理	全介助
9-2	食事の配下膳	全介助
9-3	掃除	全介助
9-4	洗濯	全介助
9-5	入浴の準備片付け	全介助
9-6	買い物	全介助
9-7	交通手段の利用	全介助

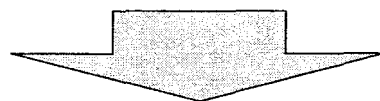
B2項目群		調査結果
7ト	こだわり	
7ナ	多動・行動停止	ほぼ毎日
7ニ	不安定な行動	希にある
7ホ	自ら叩く等の行為	ほぼ毎日
7ネ	他を叩く等の行為	
7ノ	興味等による行動	希にある
7ハ	通常と違う声	希にある
7ヒ	突発的行動	
7ホ	反復的行動	

C項目群		調査結果
6-3-1	独自の意思伝達	ときどきできる
6-4-1	説明の理解	ときどきできる
7フ	過食、反そう等	希にある
7ヘ	豪言で悲観的	
7マ	対人面の不安緊張	
7ミ	意欲が乏しい	
7ム	話がまとまらない	
7メ	集中力が続かない	ある
7モ	自己の過大評価	
7ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	77.0	58.4	13.3	36.9	70.5

(問) 一次判定のプロセスⅠ、プロセスⅡで評価されている認定調査項目について、二次判定で評価することはできないのか。



1. 二次判定は、一次判定結果を原案として、項目群、特記事項、医師意見書の内容から、通常の例に比べてより長い(短い)時間の介護を要するかを総合的に判断することとなる。
2. その際、下記については、一次判定時に考慮されていることから、これらの項目のみで変更することは認められない。
 - (1) プロセスⅠで非該当となった場合に係るA項目群、B1項目群及びB2項目群の項目
 - (2) プロセスⅠで区分1以上となった場合に係るA項目群及びB1項目群の項目
3. しかしながら、2の項目については、二次判定段階では、他の事項(2(2)に係るB2項目群、C項目群、特記事項、医師意見書)の内容との関連を総合的に勘案することとなる。